

郵政民営化に向けた今後の課題

はしもと けんじ
総務委員会調査室 橋本 賢治

郵政民営化関連 6 法案は衆議院解散後の第163回国会（特別会）において成立し、平成17年10月21日に公布された。その結果、平成19年（2007年）10月1日に日本郵政公社（以下「公社」という。）は民営化され、持株会社である日本郵政株式会社の下に郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の4社に分割されることとなった。また、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、移行期間の終了する平成29年（2017年）9月末までには完全民営化されることとなっている。

本稿は、民営化に向けて様々な動きが現れてきているので、今後の諸課題について、法案審議の際の議論も踏まえ、検討を行ったものである。

1. 郵政民営化委員会と経営委員会の役割

来年10月の郵政民営化のソフトランディングに向けて、それまでの準備期間中に行わなければならない課題は多い。

まず、平成17年11月10日、民営化の推進に関する総合調整を行う郵政民営化推進本部（本部長は首相）が内閣に設置され、同本部に置かれる郵政民営化委員会（委員長・田中直毅 21世紀政策研究所理事長）が平成18年4月1日に発足した。同委員会は、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、本部長に意見を述べるほか、公社の業務等の承継計画の審議を行うなどの重要な任務を担っている。これは、郵政民営化の監視役とでもいうべき機関であって、民営化法の目的である経済の活性化、特に新規事業拡大による同種の事業を営む民間企業に与える影響等について適切な意見具申を行うことが期待されている。

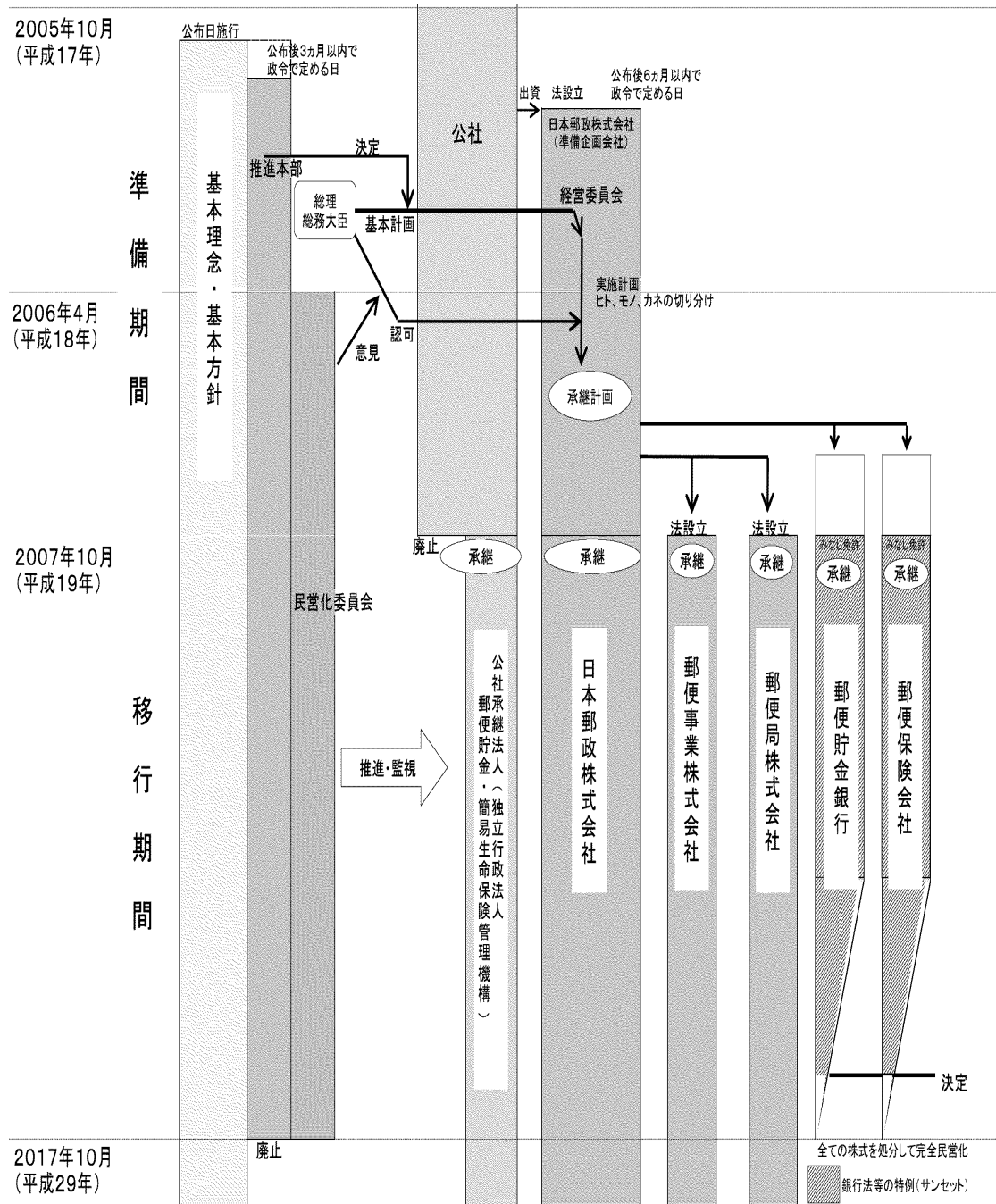
また、民営化への円滑な推進にとって、郵政民営化委員会とともに重要な役割を果たすのが同年1月23日に準備企画会社として発足した日本郵政株式会社（社長・西川善文 三井住友銀行前頭取）の下に置かれる経営委員会である。経営委員会は、公社の業務等の承継に関する実施計画を作成し、公社の職員、資産等を新会社に振り分けることとなっている。

承継計画について、同年1月25日、郵政民営化推進本部は、承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項、承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項、承継会社に引き継がせる職員に関する事項等から成る「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」を決定した。また、これに基づき、日本郵政株式会社に対し平成19年4月末までに実施計画を、平成18年7月末までにその骨格を作成することを指示している。

本稿執筆時（平成18年6月23日）には、その肝心の承継計画が示されてはいないが、この郵政民営化委員会と経営委員会が準備期間、移行期間を含め、真に国民のためになる郵

政民営化の実現に向けて、車の両輪ともいうべき重要な役割を担っており、今後これらの機関が所期の目的を果たしていけるかどうか、その動向を注意深く見守っていく必要がある。

図1 民営化のプロセス



出所：郵政民営化推進室資料

2．郵便局ネットワークの維持

民営化に当たり、民間企業は利益至上主義であることから過疎地等の不採算地域から郵便局が撤退し、利用者の利便に支障が生じるのではないかと心配する声が多く挙げられた。郵便局の設置については、郵便局株式会社法第5条で、総務省令により、あまねく全国において利用されることを旨として設置しなければならないと定めている。この点に関して参議院郵政民営化特別委員会の附帯決議においても「国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること」とネットワークの維持を求めている。また、総務省令で定める郵便局の設置基準として、過疎地については、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準維持を旨として、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること、いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置されていること、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていることという基準を定めるとともに、過疎地以外の地域についても、以上の設置基準を検討中であるとして省令案が示された。さらに、竹中郵政民営化担当大臣からは、郵政民営化委員会の3年ごとの見直しの対象に郵便局の設置状況を必ず含め、必要があれば政府に対する同委員会の意見により、総務大臣が適切な措置を講ずることが可能な仕組みとし、郵便局ネットワークの維持を法制上担保している旨の答弁があった¹。

ネットワーク水準の維持については、平成18年5月17日、総務省は、郵政民営化委員会に対し国会審議の際の答弁を忠実に条文化した郵便局株式会社法施行規則案を示しており、パブリックコメントに付されることが了承されている。その際、政府側から郵便局ネットワーク水準の維持とは、単に郵便局の数を意味するのではなく、利用者に対するサービスの質及び量を確保するという総合的な意味でのネットワーク水準の維持であるとの考えが示されていた。これは国民の利便性に支障を来さないよう実質的なネットワーク水準の維持を図ろうとする強い意気込みと評価したい。

こうした中、公社から、人件費や運送費の大幅な削減を目指し、4,700局の集配郵便局を再編し、これまでと同じように区分（仕分け）と配達を行う「統括センター」（仮称）約1,100局、区分はせず配達だけ行う「配達センター」（仮称）約2,600局、残りの約1,000局については区分も配達も行わない無集配郵便局とする方針が示されている。

この方針は、早速、参議院総務委員会においても質疑が行われた。公社は、集配及び郵便内部の事務を集約するが、基本的には郵便局の窓口は引き続き存置し、これまでと同等のサービスの提供を基本としており、国民の利便に支障が出ないようにするとの説明を行った²。これに対し、集配郵便局は時間外窓口があり、土日も対応可能など、無集配郵便局とは機能が異なることを理由に、利用者の利便に支障が出るので、附帯決議にある、郵便局サービスの現行水準の維持に反するのではないかと指摘がなされた³。その後、公社は、3,600局の時間外窓口サービスを今年9月以降、順次廃止し、その代替サービスと

して不在持ち帰り郵便物の受取については、土日を含めた自宅への配達、小包等の引受については、統括センター等からの集荷等により対応する方針を明らかにしている。

地方議会からも、この計画が実施されると、職員の配達区域拡大、労働加重が予想され、区域作業が機械化された統括センターでは余剰人員が多数削減されるため、地域住民からは配達時間の遅れや誤配達、高齢者の安否確認などのサービス低下、児童生徒の安全情報の欠落などが心配される、との集配郵便局の再編を憂慮する意見書が多数出されている。

この集配局の再編についての具体的な案については、本年6月末にも示されることになっている。郵便事業の赤字体質脱却に向け、コスト削減を図る必要があるが、無集配局に置き換えられそうな地域は過疎の所が多く、今後関係自治体の意見を十分に聞き、住民サービスが低下しないよう、代替サービスの有効性も検討する必要がある。

ところで、今後民営化が順調に推移していくかどうかのかぎを握るのは、郵政三事業の収益をいかに上げていくかであり、中でも赤字体質の郵便事業が問題となる。郵便事業の収益を決算で見ると、公社化以前に赤字が続いていた郵便事業は、公社化後の平成15年度は経費節減や業務効率化の推進により263億円、平成16年度は283億円の純利益を上げたが、平成17年度（速報値）は26億円で減少している。また、債務超過は5,208億円あり、この解消が求められている。これについて、政府は、承継計画の中で資産を切り分けるが、骨格経営試算においては民営化の時点で4会社いずれについても債務超過は生じないと答弁している⁴。しかし、資産の切り分けにより、会社発足時に債務を解消しても、郵便事業の経営そのものが厳しい状況にあることは変わらない。そもそも郵便事業において、通常郵便物はIT化の進展や競争の激化により減少傾向にあり、小包郵便物の増加で減収に歯止めをかけている状態である。収益の確保については、アクションプラン等では小包の取扱増加・国際物流への進出等により収益構造の改革が目標とされている。

これに関して、郵政民営化法第30条により民営化前の業務の特例として認められた公社の国際物流進出のため、公社が全日空設立の国際物流会社「ANA & JPEXプレス」へ出資することの認可申請について、平成18年4月12日、郵政民営化委員会はこれを認可することが適当である旨の意見を総務大臣へ提出している。4月17日、総務大臣はこの申請を認可したが、この結果、公社は、中国を始めとするアジア各国と日本を結ぶ国際貨物運送事業に乗り出すこととなった。国際物流への進出についてはもはや出遅れとの批判もある。しかしながら、郵便事業の黒字体質への構造改革を達成するには、厳しい状況を克服し、国際物流事業を採算のとれる事業に育て、成功に導くことが求められている。営業力の強化を含めた、公社の今後の努力に期待するところは大きなものがあるといえる。

3．貯金、保険の金融サービスのユニバーサルサービスの確保

郵便法第1条、第2条、郵政民営化法及び郵便事業株式会社法第3条により郵便事業のユニバーサルサービスは引き続き義務付けられたが、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法及び簡易生命保険法が廃止されたため、郵便貯金、簡易生命保険の金融のユニバーサルサービスの確保が問題とされている。

これについて、政府は、信用が重大な影響を与える金融分野では、国家の関与を避けるため、国が義務付けることはできないとした⁵。しかし、法令で郵便局の設置を義務付け、サービスの拠点を確保すること、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対して、長期安定的な代理店契約、保険募集の委託契約があることをみなし免許の条件とし、その期間は、移行期間を十分にカバーする長期とすること、過疎地の郵便局で金融サービスが続けられない状態が生じた場合には、郵便貯金銀行の株式売却益等の積立てによる社会・地域貢献基金からの地域貢献資金の交付によりサービスができるようにすること、移行期間終了後も、株の持ち合い等を通して一体的な経営が可能となることなどにより、金融サービスが引き続き行われる仕組みを確保したと説明している⁶。また、移行期間終了後も、郵便局ネットワークの重要性、新たな自前の店舗網等の整備に要する膨大なコストを踏まえると、全国一括の代理店契約が引き続き維持されると考えているとの見解も示された⁷。

しかし、委託契約の継続やグループとしての一体的経営が新会社の経営判断にゆだねられていることから、移行期間終了後も含めて政府答弁のとおり実現されていくのか、また、社会・地域貢献基金（1兆円まで義務付け、2兆円まで同じルールで積立て）の現在の規模で果たして十分に機能していくのかどうか不透明な部分もあり、この点は今後も注意深くその推移を見守っていく必要がある。

一方、平成18年1月24日、西川日本郵政株式会社社長は、営業体制の強化を目的として郵便貯金銀行が直営店を運営する構想を明らかにした⁸。その後、日本郵政株式会社は、平成19年10月の民営化時に郵便貯金銀行が約230店、郵便保険会社が約80店の直営店を設置する方向で検討に入ったと報じられている⁹。

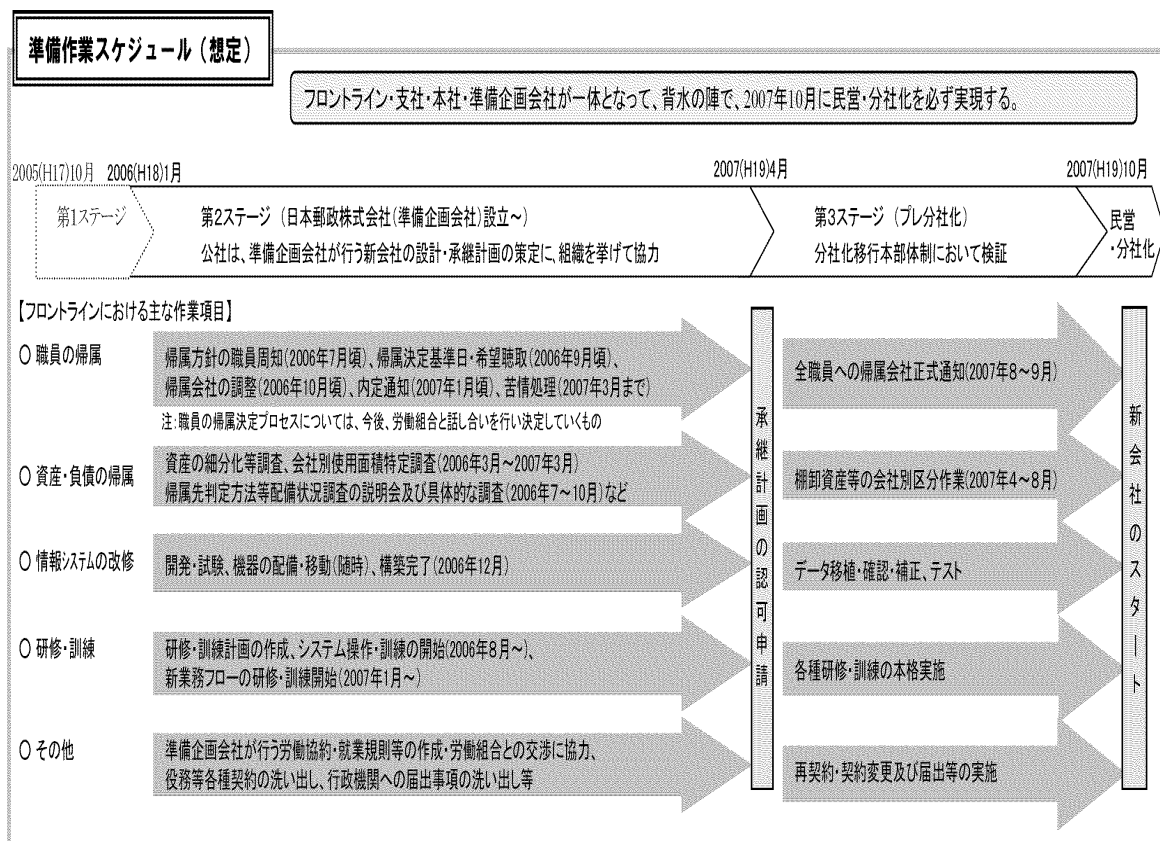
郵便貯金銀行と郵便保険会社について、その直営店の設置は制度的には否定されているものではない¹⁰。しかし、その基本的なビジネスモデルは、支店を持たない銀行、保険会社であり、その窓口業務や保険募集を郵便局に委託するというものである¹¹。この点に関し、政府は、「10年後の姿については、必ずしも支店がないとは考えられていない。今から、IT化とかそういう進展を見ると、むしろ郵便貯金銀行においては、支店というのは、コストのようなものがかからないメリットもあろう。もちろん、当初の段階において、この銀行は本店だけである」と答弁していた¹²。しかし、このようなビジネスモデルが成り立つのかとの疑問も依然として解消されておらず、金融2社の直営店設置構想もこの点から検討対象となってきたとも考えられる。

郵便貯金銀行と郵便保険会社は全国の24,000余りの郵便局に業務を委託するほか、直営店を持つこととなると、民間金融機関からは民業圧迫との批判が予想される。また、郵便局会社は郵便事業会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社からの業務の委託手数料により経営することになっているため、金融2社の直営店設置により手数料収入が減ることとなり、郵便局会社の経営に悪影響を与え、郵便局ネットワークの維持が困難になるおそれがある。4分社化、特に郵便局会社を設置した制度設計の趣旨をゆがめるようなことは避ける必要がある。

4. 職員の雇用の安定確保

民営化に伴う職員の雇用については、郵政民営化法により、公社の解散の際に現に公社職員である者は、承継会社のいずれかの職員となるものとされている（第167条）。さらに、同法は、承継会社の職員となる者の賃金、労働時間等の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、勤務時間等の勤務条件に配慮するものと定めている（第173条）。

図2 民営・分社化に向けたアクションプラン（抄）



実施時期は現時点（平18.3.15）の想定で今後更に精査し、変更のありうるもの
出所：日本郵政公社資料を一部修正

具体的な職員の帰属先については、公社における就業場所、従事業務等の勤務条件に配慮するものの、日本郵政株式会社が実施計画を作成することとなっている。公社は、図2のとおり、帰属方針の職員周知（2006年7月頃）、帰属決定基準日・希望聴取（2006年9月頃）、帰属会社の調整（2006年10月頃）、内定通知（2007年1月頃）、苦情処理（2007年3月まで）というスケジュールを想定している。これらは労働組合との話し合いにより決定していくものである。そうしたこともあって、平成18年6月16日、労使交渉における交渉力強化のため、全日本郵政労働組合は日本郵政公社労働組合（JPU）との統合を一つの選択肢として組織の在り方について協議を行うことを決定した。

今後、労働条件等の決定に当たっては、健全な経営の維持・発展のため、現行の労働条

件及び処遇が将来的にも低下することなく、職員の勤労意欲が高まるよう、十分配慮するとともに、民営化後の職員の雇用安定に努める必要がある。

また、公社は、特定郵便局長について、同年1月18日に「郵便局改革のポイント」を示し、定年の65歳から60歳への引下げ、転勤なしの慣行を改め、転勤を原則とすることを示した。さらに、経過期間を経て、平成25年には特定郵便局長とその他の社員が60歳定年プラス5年間の再雇用で一本化される制度設計としているとの考えが示された¹³。

これに対し、多くの特定郵便局長は一つの郵便局に長年勤務し、郵政三事業を行うだけでなく、地域貢献に一定の役割を果たしてきた（一例として、全国特定郵便局長会は2006年度の事業計画に地域における救助活動のリーダーとなる防災士資格を10年以内に全員が取得する方針を盛り込んだ¹⁴。）との意見もある。今後、何らかの制度変更が行われるとしても、特定郵便局長が地域社会において積み重ねてきた、地域における信頼・信用という「公」の精神を引き継ぎ、地域住民に不利益をもたらさないような改革が必要となってくるであろう。

5．新規事業の展開と民営化の回避

公社の業務の特例として、「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」に基づき、平成17年10月3日から575の郵便局で販売が開始された投資信託の販売額は、初年度の目標を達成し、平成18年5月31日現在、販売件数は26万3,047件、販売金額は1,994億7,200万円に達した。公社は、平成18年度には取扱商品を追加し、さらに578の郵便局を加え、計1,153局で取り扱うなど、積極的な推進を図り、手数料収入の拡大を目指している。民営化後は、郵便貯金銀行又は郵便局会社の収益の一翼を担うものと考えられる。また、投資信託は郵便局で取り扱うものとしては初めての元本保証のないリスク商品であり、民営化後には他のリスク商品の取扱いも拡大すると考えられるため、その先駆である投資信託については、郵便局への国民の信頼を損なわないためにも職員の専門知識を一層向上させ、利用者に対し引き続き十分な説明を行う必要がある。

平成18年1月24日、西川日本郵政株式会社社長は、5年程度での完全民営化実現を目指し、貯金・保険の限度額撤廃、郵便貯金銀行と郵便保険会社の直営店設置、個人・中小企業向け融資の開始、医療保険への参入、資金運用の多様化のための民間金融機関からの運用部門の営業譲渡等、多方面に新規事業を展開する意向を示した¹⁵。また、同年2月16日、西川社長は自民党総務部会において民営化後の新会社による企業買収を容易にするための制度改正が必要だとの認識を示したと報じられている¹⁶。

西川社長が進める日本郵政株式会社のような拡大路線については、瀬谷俊雄全国地方銀行協会会長や前田晃伸全国銀行協会会長から、暗黙の政府保証が残る間の業務拡大は官業の一段の肥大化を招くとの批判が述べられている¹⁷。

これに関し、貯金等の限度額については、同年5月17日、郵政民営化委員会において郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政省令を審議した際に現行限度額の踏襲が了承されて

いる。

西川社長の意向は、いまだ構想の段階にすぎないのだろうが、新規事業の展開は、同種の事業を営む他の民間事業者に大きな影響を及ぼし、民業圧迫のおそれが強くなるといえよう。このような事態を回避するためにも、郵政民営化委員会による適切な意見具申が重要となってくる。前述の公社の国際物流進出に関する出資申請の認可の際には、郵政民営化委員会は総務大臣に対し、民間とのイコールフットィングの確保、民業圧迫の防止や郵便事業のユニバーサルサービスの維持に当たっての悪影響の防止の観点から必要に応じて調査審議できるよう、事業運営の状況について同委員会に対し、定期的に報告を求める等の意見を付している。新規事業の展開に当たっても、郵政民営化委員会による適切な審議への期待は大きなものがあるといえる。

6．信書の送達への民間企業の参入についての規制緩和

平成15年4月の「民間事業者による信書の送達に関する法律」(信書便法)の施行により、信書の送達への民間参入が認められたものの、一般信書便事業については参入がなく、公社が事実上、独占している状態である。この問題については、昨年の郵政民営化法案審議の際には手つかずの状態になっていた。

信書便物の引受業務は信書便法施行規則で郵便ポストに限られ、対面での引受はできないことになっている。全国にポスト約10万本の設置の義務付けが参入障壁の象徴ともいわれている。この問題に対し、小泉首相からは、法案成立が確実になった昨年10月に、ネックといわれている郵便ポストについて「10万本が固定される必要はない」旨の発言があり、規制緩和に向けての動きが活発化している¹⁸。

こうした状況を踏まえ、郵便における競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための施策について、諸外国の先進事例や我が国の通信や物流のネットワークの変化等を踏まえ幅広く検討するため、平成18年1月13日に竹中総務大臣は「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」(座長・高橋温住友信託銀行会長)を設置し、検討を行ってきた。同研究会では、信書の定義が不明確であることも参入を妨げる原因であることから、信書・非信書の区別に代わる重量等の客観基準の導入等を検討したが、重量制によると既存事業者が扱っているメール便の一部を扱えなくなることから規制強化となりかねないので、導入は見送られた。

同年6月20日、同研究会は、当面は現行のリザーブドエリアを維持するが、ユニバーサルサービス基金を用意する、複数の事業者による一般信書便役務の提供を認め、郵便ネットワークの利用を可能とする、郵便ポスト以外に信書の対面引受等を容認する等の提言を内容とする報告書案(要旨)を公表した。これに対し、公社は、実態的にクリームスキミングを政策として認めるものであり、これが実際に発生すれば、3大都市圏の売上げ減少は1,800億円超と予想され、平成17年度決算(速報値)でかろうじて26億円の黒字を確保した郵便事業の経営は一気に苦境に向かうと懸念している¹⁹。

一方、同年4月21日、公正取引委員会は、独占禁止法の観点に立ち、民間事業者が同等

の競争条件を確保する必要があるとの立場から「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案)を公表している。今後も一般信書便の独占状態が続き、この利益を元に国際物流事業に進出すれば独占禁止法違反の可能性があると指摘し、一般信書便事業における参入障壁の水準引下げ、郵便ネットワークの開放、郵便配達車が駐車禁止や車両通行止めなどの交通規制を免除されている「公的特権」の見直し等を求めている。また、ユニバーサルサービスの確保については、ユニバーサルサービス基金又は補助金等の創設やユニバーサルサービスの範囲の見直しが提案されている。

今後、総務省は民間事業者との対等な条件での競争確保に向けて、先の研究会の報告書案に沿って、一般信書便への新規参入促進に向けて具体的な制度設計に着手するものと思われる。

しかし、具体的な制度設計に当たっては、クリームスキミングの防止、信書の対面引受等の際の秘密確保、ユニバーサルサービス基金の必要性及び規模等、検討すべき課題は多い。大幅な規制緩和は郵便事業の経営を圧迫しかねず、郵便事業会社の経営問題に直面する。逆に規制緩和が不十分なら新規参入意欲がそがれるだけに、郵便事業会社、民間事業者双方にとって収益の上げられる制度設計が求められているといえよう。

7. システムの万全な構築

民営化の時期は平成19年10月1日だが、システム対応上の問題があるなど、郵政民営化の実施に重大な支障がある場合には、実施時期を平成20年(2008年)4月1日に延期することができることとされている(郵政民営化法附則第3条～第5条)。

また、日本郵政株式会社の平成18年度事業計画には「郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがあると認める場合においては、平成19年3月1日までに内閣総理大臣及び総務大臣を経由して、郵政民営化推進本部に報告しなければならないことから、情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがないかの判断を行う。その際、外部のシンクタンクを活用するとともに、情報システムの開発を行う日本郵政公社と緊密に連携を図ることとする」と定められている。

そもそもシステム開発については公社が、当初から郵政民営化に当たって懸念を示していた点である。しかし、「郵政民営化情報システム検討会議」(座長・加藤寛千葉商科大学学長)が、平成16年12月27日に「2007年4月分社化について、管理すべき一定のリスクが存在するとしても、制度設計や実際の制度運用において、適切な配慮をすれば、情報システムの観点からは、暫定的に対応することが可能である」との結論を出した経緯がある。

なお、同年11月30日に公社は、システム開発事業者とも検討の上、暫定対応でなく、「本格対応」により2009年(平成21年)4月から民営化・分社化を実施する方が望ましいとの意見書を提出するとともに、同検討会議においても公社の山下理事が郵政事業庁から公社への移行の際に多発したシステムトラブルにより官庁、日本銀行、顧客に迷惑をかけた苦い経験からリスクを表明していた²⁰。

同検討会議の結論について、生田総裁は、本格対応には約4,200万ステップという工

程を要し、3年から5年かかるが、2007年4月までに民営・分社化するという政府の意思に従い、暫定対応する場合は約1,700万ステップスになり、不都合が出る可能性があるが、それに対しては政府が責任を持ち、必要に応じて法的ないしは行政的なセーフガードを張るということで決着した旨述べている²¹。

公社は、暫定対応の前提として2007年4月民営化の場合、その1年9か月前の2005年6月末までにシステム開発に必要となる政省令等の内容が決定されることを挙げていた。しかし、第163回国会に提出された法案により民営化の時期は2007年10月に変更されたが、その1年4か月前の2006年（平成18年）5月24日現在で制定された政令は郵政民営化委員会令等4本、省令は日本郵政株式会社法施行規則等4本にとどまっている。

今後は、必要とされる政省令等が迅速かつ着実に制定されるとともに、万が一にも国民生活に混乱や支障が生じないように、システムの構築について万全の対応が期待されるところである。

-
- 1 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号41頁（平17.7.15）
 - 2 第164回国会参議院総務委員会会議録第4号26頁（平18.3.14）
 - 3 第164回国会参議院総務委員会会議録第4号26頁（平18.3.14） 第164回国会参議院総務委員会会議録第6号22頁（平18.3.22）
 - 4 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第8号36頁（平17.7.25）
 - 5 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号29頁（平17.5.31）
 - 6 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号13頁（平17.7.15）
 - 7 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号11頁（平17.5.27）
 - 8 『日本経済新聞』（平18.1.25）
 - 9 『日本経済新聞』（平18.3.7） 『東京新聞』（平18.3.7）
 - 10 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号32頁（平17.7.20）
 - 11 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第14号9頁（平17.8.4）
 - 12 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号17頁（平17.5.31）
 - 13 第164回国会参議院総務委員会会議録第24号33頁（平18.5.30）
 - 14 『朝日新聞』（平18.5.20）
 - 15 『日本経済新聞』（平18.1.25） 『朝日新聞』（平18.1.25）等
 - 16 『日本経済新聞』夕刊（平18.2.16）
 - 17 『東京新聞』（平18.3.16） 『朝日新聞』（平18.3.23）
 - 18 第163回国会参議院予算委員会会議録第1号8頁（平17.10.4）
 - 19 「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会の報告書案（要旨）について - コメント - 」
（日本郵政公社 平成18年6月20日）同社ホームページ
 - 20 同検討会議第6回会合議事要旨27頁（平16.12.13）
 - 21 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第10号5頁（平17.6.8）